

# 加茂商工会議所 会 員 情 報

## 記事内容

- 2 ページ ・金融インフォメーション  
・ゆめ・わざ・ものづくり支援補助金募集中
- 3 ページ ・「加茂っ子クーポン」10/1 全戸配布  
・改正消費税 講習会・相談会を開催  
・最賃が改正されます
- 4 ページ ・第二創業塾(全10講)開催  
・改正労働基準法のポイント  
・労務・法律の個別(無料)相談 随時受付中!

発行責任者 専務理事 宮崎 亘

加茂市幸町 2-2-4 TEL:52-1740 FAX:52-4100

URL <http://www.kamocci.or.jp/>

E-mail [info@kamocci.or.jp](mailto:info@kamocci.or.jp)(代表)

お得な情報満載「バーチャルタウン加茂」

URL <http://www.kamocci.or.jp/town/>

NO.137号/H16.9.9発行

## 当所の議員改選 ~1号議員40名決まる~

当所の議員(定数合計80名)の任期がこの10月31日に満了となることから、前回の「会員情報」で1号議員(定数40名)、2号議員(定数28名)、3号議員(定数12名)の選挙・選任の日程、選出方法等をお知らせしましたが、この度、1号議員の立候補及び推薦の届け出を8月24日から31日まで受け付けの結果、推薦の届け出が定数40名以内でありました。この結果を受けて、1日午前に選挙委員会を開催、関係書類等の確認を行い、下記のとおり40名の無投票当選が確定しました。

またこの後、選任する2号議員(部会選出)、3号議員(議員協議会にて選任)につきましては、決定次第お知らせします。( \*印...新任/敬称略50音順)

氏 名	事業所名	氏 名	事業所名
相田 文彦	(株)新越産業 社長	田沢 誠	(有)田沢製作所 社長
阿部 正明	阿部煙火工業(株) 社長	田辺 敏夫	(株)田辺喜平商店 社長
* 阿部 敏延	(有)割烹阿部 社長	* 田辺 攻	(有)田辺木工所 社長
有本 照一	(株)有本電器製作所 社長	玉木 清	(株)玉木フードセンター 社長
安中 弘	安中米店 店主	永井栄治郎	(株)永井仁助商店 社長
生田 良一	(有)生田屋 社長	長澤 敬一	笹菊薬品(株) 社長
石山 資雄	(株)石山木工所 社長	中野惣太郎	(株)マスカガミ 社長
今井 進	(有)くしや 社長	中野 信蔵	(株)共同ビジネスセンター 社長
* 内山 榮	(株)コスモ・パワー新潟工場 社長	西村 一博	西村税理士事務所 所長
小野 喜平	(有)アルマックオノ 社長	野本 正次	(株)つばめや商店 社長
小野塚 荘一	(株)小野塚印刷所 副社長	堀 新平	(有)堀商店 社長
小柳 順二	中越大栄工業(株) 社長	堀内 堅	(株)堀内組 社長
小柳セツ子	(株)丸三包装 社長	丸川 肇平	(株)丸川勇平商店 社長
小柳吉三郎	(株)オヤナギファッション 社長	三浦 伸一	(有)三浦薬局 社長
* 北澤総一郎	(株)北澤筆笥店 社長	三本 清一	(株)本所屋商店 社長
桑原 寛治	(株)小山商店 専務	森山 貞夫	加茂桐タンス(株) 社長
小池 龍一	八幡ケミカル(株) 社長	* 谷地田茂明	(株)ヤチダ 社長
斎藤 譲	(株)サイトー 社長	山田 隆平	山長食品工業(株) 社長
* 佐藤 敏夫	(株)鴨川 社長	吉田慎一郎	(株)ヨシダ電機 社長
高橋 和敏	(株)高橋新吾タンス店 社長	涌井源治郎	(株)涌井建設工業 社長

## アンケートにご協力ください~65歳継続雇用達成事業・長期休暇制度基盤整備事業~

当所では、現在厚生労働省所管による「65歳継続雇用達成補助事業」並びに「長期休暇制度基盤整備補助事業」を実施し、各事業所の労務管理保全に努めています。この度、同事業の一環として会員事業所の労働状況を把握するため、9月中旬にアンケート調査を実施いたしますので、調査票が届いた事業所は、ご協力方お願いいたします。

【65歳継続雇用達成補助事業】	【長期休暇制度基盤整備補助事業】
65歳まで継続雇用制度が導入されるよう、現在の雇用制度状況を把握し、高齢者雇用の普及促進と各種助成制度の活用推進を目的に実施中です。	魅力ある職場作りと労務改善支援を目的に、現在の労働条件を把握し、助成制度導入の相談等により、企業及び従業員の労務改善に向けて実施中です。

## 金融インフォメーション～金融総合相談・企業情報サービスをご利用ください～

### ～企業情報検索サービスをご利用ください～全国各地の企業が検索できます～

当商工会議所では、(株)東京商工リサーチが全国の調査網を使って独自にデータを収集し、情報公開している国内約140万件の企業情報をインターネットで検索し、会員企業に情報提供するサービスを実施しています。景気が上向いてきたとはいえ、地方経済は未だ厳しい経済状況の中で、既存取引先や新規取引予定企業の有効な情報が得られますので、与信管理の観点からも是非ご活用ください。企業情報検索は、1社1,500円(実費)です。

基本情報の主な内容...所在地、従業員数、資本金、株主構成、取引銀行、主力取引企業、直近3ヶ年の決算内容、最近の業況他 当商工会議所 TEL52-1740 業務課(担当/桑原、佐藤)まで。

### ～金融総合相談会をご利用ください。～公庫・信保担当者による出前相談会です～

国民生活金融公庫と新潟県信用保証協会担当者による金融総合相談会を下記により開催します。

1. 日時・場所...9月21日(火)午前10時～午後3時 於:加茂商工会議所役員会議室  
日程は完全予約制です。必ず事前に当商工会議所までお申込みください。
2. 必要書類...3期分の決算書・法人企業の方は、他に会社の登記簿謄本、試算表(3ヶ月以内のもの)
3. お申込み...9月16日(木)までに必要書類を添えて、当所へ事前にご予約ください。

#### 丸経資金をご利用ください

当所で取り扱っています国民生活金融公庫「小企業等経営改善資金(無担保・無保証人)」並びに「普通貸付」の利率は、現在右記のとおりです。

詳しくは、当商工会議所 TEL 52-1740 (担当/桑原、難波、佐藤)まで。

制度名	現在の利率(%)
経営改善資金 (無担保・無保証人)	1.45
普通貸付	1.75

## ゆめ・わざ・ものづくり支援補助金 第三次事業計画募集中!

(財)にいがた産業創造機構では、県内における新しい事業展開や有望な産業分野への進出を応援するため、中小企業者等が行う新技術開発や新商品開発などの経費の一部を補助する「ゆめ・わざ・ものづくり支援補助金」の第三次事業計画を募集しています。

主な募集内容は

#### ゆめづくり支援補助金

事業シーズを新たな事業展開に結びつけるための準備段階(企画・調査・立案及び事業可能性調査)に要する経費の一部を補助します。/補助金額50～100万円、補助率1/2以内、募集件数4件程度

#### わざづくり支援補助金

従来にない新しい技術の研究開発などに要する経費の一部を補助します。/補助金額100～500万円、補助率1/2以内、募集件数4件程度

#### ものづくり支援補助金

独自の技術やアイデアなど今までにない画期的商品を開発し、新規市場の創出や新たな事業展開を図る場合の商品開発(試作)に関する経費の一部を補助します。/補助金額100～300万円、補助率1/2以内、募集件数4件程度

申請ご希望の方は、当所にあります応募書類を作成の上、9月15日(水)(必着)にて同機構までお申し込みください。詳しくは、当商工会議所 TEL 52-1740 (担当/桑原、難波、佐藤)まで。

## ものづくりのための情報化支援セミナー開催

(財)信濃川テクノポリス開発機構では、工場情報化のシステム投資を成功させる考え方・知識等の講演会並びに関連ツールベンダーによる展示会場を設置した「ものづくりのための情報化支援セミナー」を開催します。

日時:平成16年10月1日(金) 会場:(財)信濃川テクノポリス開発機構2階A・B会議室

工場情報化セミナー (14:00～14:40)

・テーマ「製造業を取り巻く現況とITシステムの費用対効果の考え方」

・講師 日経ものづくり編集長 木崎健太郎氏

工場情報化セミナー (15:10～16:30)

・テーマ「不良資産化しないIT投資」 ・講師 ITコンサルタント 加藤耕介氏

工場情報化ツールの展示会(13:30～17:00)

参加費:無料

参加希望の方は、申込書(当所へご請求ください)にご記入の上、FAXにてお申し込みください。

(ウェブ上からも申し込みできます <http://www.shinanogawa-t-p.nagaoka.niigata.jp/seminar/mono/>)

詳しくは、当商工会議所 TEL 52-1740 業務課(担当/桑原、佐藤)まで。

**～ぜひ、ご利用ください～ 買物割引クーポン「加茂っ子クーポン」10/1全戸配布  
お買物・ご利用は地元のお店から～地元買物運動推進中**

地元購買率の向上と消費者から支持いただける店づくりを目指して昨年10月にスタートした地元買物運動は、本年度も当商工会議所の最重点事業に位置づけ同運動を展開中です。今回その一環として、市内各区長のご協力をいただき10月から市内商店や飲食店で利用できる買物割引クーポン「加茂っ子クーポン」を全戸配布します。

この買物割引クーポンは、参加申込みのあった市内72店舗から各店独自に工夫を凝らした割引サービスを一冊にまとめたもので、市内観光スポットなども印刷され、コンパクトに持ち歩ける大きさになっています。

この地元買物運動を通じて、地元購買率の向上につなげるため、今後も各種セミナーや消費者へのPR活動などを積極的に実施していきますので、自店の意識改革や店づくり、新サービス作りにお役立てください。

詳しくは、当商工会議所 TEL 52-1740 指導課(担当/難波)まで。

**～実務的な視点から基本的なポイントを中心に説明～**

**改正消費税のポイント 対応講習会・個別相談会を開催**

主催：加茂商工会議所 共催：(社)三条法人会加茂地区会、加茂青色申告会

平成15年度税制改正により、本年4月1日からの消費税の総額表示の義務付けや、消費税納税義務を負う事業者の課税売上高が3千万円超から1千万円超に引き下げられ、多くの事業者の納税事務に影響を与えています。

特に、平成15年分の課税売上高が1千万円を超えた個人事業者は、平成17年1月1日から課税事業者になるため、各種届出書や簡易課税制度の有利・不利の判断、帳簿等の記載事項など、注意しなければならない項目も多くあります。この改正消費税制度の内容を正しくご理解いただき、適切に対応できるよう下記のとおり講習会並びに個別相談会を開催いたしますので、いずれかの日に必ずご出席ください。

なお、個別相談会受講ご希望の方は、講習会を受講の上ご希望の日程をお申し込みください。

講師 西村税理士事務所 所長 西村一博 氏  
会場 加茂商工会議所  
受講料 無料

お申込みは、電話で当商工会議所 TEL 52 - 1740  
指導課(担当/難波、高畑)まで。

対応講習会=いずれか1日受講ください	
10月21日(木)	(夜)19:00～21:00
10月22日(金)	(昼)14:00～16:00
個別相談会=講習会受講の上、応募ください	
11月15日(月)	9:00～16:00(要予約)
11月16日(火)	

**～賃金システムの見直し・整備のポイント～60歳以降の雇用延長義務化～  
時代は高齢者パワーの有効活用 = 受講料 / 無料 =**

今年は年金制度の見直しに加え、60歳以降の雇用延長の義務化等の大改正が国会で議決されました。これにより、企業は従業員の定年や継続雇用制度の対象年齢を、平成25年度までに段階的に65歳まで引き上げることが必要となります。労働者の高齢化に向けた賃金システムの見直しや整備のポイントについてわかりやすく講演いただきます。ぜひご参加ください。

日時 平成16年10月18日(月) 13時45分～14時45分

会場 加茂市産業センター 3F 講習室

講師 (有)星労務コンサルタントオフィス 代表取締役 星仁一郎氏

お申込みは、電話で当商工会議所 TEL 52-1740 指導課(担当/高畑)まで。

**～職場を支えるあの人の 最低賃金だいじょうぶ?～  
最低賃金が9月30日から改正されます**

新潟県(地域別)の最低賃金が9月30日から、現行の641円から1円引き上げられ、時間額642円に改正されます。

新潟県最低賃金	642円	16年9月30日
---------	------	----------

お問い合わせは、当商工会議所 TEL 52-1740 業務課(担当/阿久津)まで。

## ~ 新市場開拓、新商品・新技術開発、下請けからの脱却を目指す方 ~ 第二創業塾開催のお知らせ ~ 10月22日から全10講 ~

現在事業を営みながら新事業の展開などを目指している経営者、若手後継者を対象に、新市場開拓、新商品・新技術・新サービス開発、下請けからの脱却、既存事業の底上げなど「第二創業」への支援を目的に、経営戦略、経営マネジメント等の知識・ノウハウの習得、即実践可能なビジネスプラン作成など盛りだくさんの内容で下記のとおり「第二創業塾」を開催しますので、奮ってご参加ください。(カリキュラムの詳細は後日お知らせします。)

開催日 10月22日(金) ~ 11月26日(金)(全10回) 時間 全10講とも18:30 ~ 21:30

10月	22日(金)、25日(月)、28日(木)
11月	1日(月)、5日(金)、8日(月)、12日(金)、19日(金)、22日(月)、26日(金)

会場 加茂市産業センター 受講料 3,000円

内容：経営革新経営者による実践体験談、マーケティング戦略の作成、経営内部環境・外部環境の分析、経営革新ビジネスモデルの作成、経営者同士のディスカッション、交流会の実施等

お問い合わせ・お申込みは、当商工会議所 TEL52-1740 業務課(担当/佐藤)まで。

## 改正労働基準法のポイント ~ 解雇をめぐるトラブル ~

解雇に関するトラブルが多くなっていることから、解雇をめぐるトラブル防止・解決のため、平成16年1月1日に改正された労働基準法では、解雇に関する基本的なルールを法文上に明確にしました。

- ポイント1．解雇予告後、退職の日までの間に使用者に対して解雇理由を記載した文書の交付を請求できるようになった。労働者から請求があった場合は、交付しなければなりません。
- ポイント2．労働契約を結ぶ際、労働条件通知書等の労働条件明示事項に「解雇の事由」が含まれました。
- ポイント3．就業規則の「退職に関する事項」に「解雇の事由」が含まれました。

また、解雇については、労働基準法以外の法令による解除制限があります。

<b>労働基準法の解雇制限</b> ・ 業務上の傷病による休業期間中とその後30日間の解雇 ・ 産前産後休業の期間中とその後30日間の解雇など	<b>男女雇用機会均等法の解雇制限</b> ・ 女性であることを理由とする解雇 ・ 女性労働者が結婚・妊娠・出産した事を理由とする解雇
<b>育児・介護休業法の解雇制限</b> ・ 労働者が育児・介護休業の取得を申請した事、または育児・介護休業を取得した事を理由とする解雇	<b>労働安全衛生法の解雇制限</b> ・ 労働安全衛生法違反の事実を監督機関へ申告したことを理由とする解雇

## ~ 一人で悩まず、まず相談を！ ~ 労務問題・法律トラブルの個別(無料)相談 随時受付中！

商売上に絡む法律トラブルや就業規則見直し、パート雇用問題などの個別相談会を随時開催中です。国の補助事業導入により、今なら相談料は無料、秘密厳守で行っておりますので、ぜひご利用ください。

日時/場所 随時(連絡を頂いた後、専門家と日程調整し、事業所へお伺いします)

内容 各事業所における法律・労務関係等に関する諸問題について

債権回収や商売上におけるあらゆる法的トラブル 労使関係トラブル

就業規則の変更、見直し 高齢者雇用 賃金・退職金制度 各種助成金の申請方法 他

相談員 当商工会議所の委嘱した弁護士、社会保険労務士やその他のエキスパート

お申込み、お問い合わせは、当商工会議所 TEL52-1740 業務課(担当/佐藤)まで。

## 電子メールによる「会員情報」を送信中です。

~ アドレスをお持ちの方には、メールでご案内しております 指導課(担当/近藤)まで ~